

2021年8月23日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける診療行為マスタの提供について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

過去に厚生労働省から通達された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」に対し「診療報酬上臨時的取扱い」の診療行為マスタが、4件提供されました。

【新設されたマスタ】

マスタ開始日：2021年2月26日

診療行為コード	名 称
114053050	緊急訪問看護加算（診療報酬上臨時的取扱）
114053150	在宅酸素療法指導管理料（その他）（診療報酬上臨時的取扱）

※コロナウイルス感染症の患者様に対し、在宅酸素療法を行う場合は、上記のマスタで入力することとなります。

マスタの開始日：2020年4月24日

診療行為コード	名 称
114053250	在宅移行管理加算（診療報酬上臨時的取扱）

マスタの開始日：2021年8月4日

診療行為コード	名 称
180064950	長時間精神科訪問看護・指導加算（診療報酬上臨時的取扱）

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。